

決議案第10号

産業廃棄物処理施設の設置許可取り消しを求める意見書に
ついて

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定
により提出する。

平成19年12月19日提出

| | | | | |
|---------|----|---|----|---|
| 天理市議会議員 | 北 | 田 | 利 | 光 |
| 〃 | 今 | 西 | 康 | 世 |
| 〃 | 飯 | 田 | 和 | 男 |
| 〃 | 西 | 辻 | 正 | 美 |
| 〃 | 吉 | 井 | | 猛 |
| 〃 | 岡 | 部 | 哲 | 雄 |
| 〃 | 寺 | 井 | 正 | 則 |
| 〃 | 廣 | 井 | 洋 | 司 |
| 〃 | 堀 | 田 | 佳 | 照 |
| 〃 | 中 | 田 | 景 | 士 |
| 〃 | 佐々 | 岡 | 典 | 雅 |
| 〃 | 東 | 田 | 匡 | 弘 |
| 〃 | 平 | 井 | | 守 |
| 〃 | 三 | 橋 | 保 | 長 |
| 〃 | 松 | 井 | 真理 | 子 |
| 〃 | 加 | 藤 | 嘉久 | 次 |
| 〃 | 大 | 橋 | 基 | 之 |
| 〃 | 榎 | 堀 | 秀 | 樹 |
| 〃 | 荻 | 原 | 文 | 明 |

産業廃棄物処理施設の設置許可取り消しを求める意見書

平素より、産業廃棄物行政について、種々ご尽力をいただき深謝申し上げます。

さて、天理市苜原町地内において、産業廃棄物の安定型埋立最終処分場を建設すべく、事業者より平成 10 年 6 月 15 日県に設置許可申請がなされ、平成 13 年 2 月 20 日付けで設置の許可をされました。

当該施設は、本市の水道水源である天理ダムの上流に位置し、計画地周辺の地質と水質の両面から、天理ダムへの汚染の不安はぬぐい去れないものがあり、計画当時から、市民の間には不安が募り、強い設置反対の気運が高まりました。

天理市議会においては、市民の意思を受け、平成 12 年 9 月に「産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書」を、平成 13 年 3 月には「産業廃棄物処理施設の設置許可の撤回を求める決議」をそれぞれ採択し、設置反対を訴えてまいりました。

奈良県議会におかれましても、7 万天理市民の願いをお汲み取り頂き、平成 12 年 10 月に「産業廃棄物処理施設設置反対に関する請願」を採択いただいたところであります。

さらに、市民運動の広がりのもと「天理の環境と命を守る会」が結成され、市民一丸となりその総力を挙げ、国及び県に対し、設置許可取り消しを求めている陳情や抗議行動等も重ねてまいりました。

また、平成 13 年 4 月 19 日には、天理市長、天理市水道事業管理者及び住民より、それぞれ環境省に対し許可取り消しを求める行政不服審査請求が提起されましたが、未だ裁決に至っていない現状であります。

その間、6 年 10 ヶ月が経過しておりますが、事業者は当該施設の準備作業と捉えている採石事業を、未だに完了されていない状況にあります。

なお、平成 17 年 8 月 12 日付、環境省から県へ発出された「行政処分の指針について」(通知)において、産業廃棄物処理施設の設置許可の取り消しについては、明記されているところであります。

よって、天理市議会は、本市の環境と命の水を守るため、奈良県知事におかれましては、何卒すみやかに産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消し下さいますよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 19 日

天 理 市 議 会